

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 信志

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 092-415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 大島 正信

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 092-415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 大島 正信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規程の新設等、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行うほか、会社法改正により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が業務執行を行わない取締役に拡大されたことを受けて、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、坂口盛一、馬場信哉、坂口茂也、徳本 啓、大島正信、後藤信志、伊崎数博を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田中和昭、小島庸匡、斉藤芳朗を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、久留和夫を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億5,400万円以内と定めるものであります。

また、上記の報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、ストックオプションを付与するための報酬額を年額3,000万円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額4,800万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	15,195	147	0	(注) 1	可決 (99.04%)
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)7名選任の件					
坂口 盛一	15,140	202	0	(注) 2	可決 (98.68%)
馬場 信哉	15,179	163	0		可決 (98.94%)
坂口 茂也	15,179	163	0		可決 (98.94%)
徳本 啓	15,181	161	0		可決 (98.95%)
大島 正信	15,181	161	0		可決 (98.95%)
後藤 信志	15,181	161	0		可決 (98.95%)
伊崎 数博	14,283	1,059	0		可決 (93.10%)
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
田中 和昭	15,207	134	0	(注) 2	可決 (99.12%)
小島 庸匡	15,177	164	0		可決 (98.93%)
斉藤 芳朗	14,951	390	0		可決 (97.45%)
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
久留 和夫	14,953	389	0		可決 (97.47%)
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額決定 の件	14,878	464	0	(注) 3	可決 (96.98%)
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	15,121	221	0	(注) 3	可決 (98.56%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。